

モンゴル家畜感染症診断技術改善計画 実施協議調査団報告書

平成 9 年 7 月
(1997年 7 月)

JICA LIBRARY



J 1140303171

国際協力事業団

農開園

JR

97-17

モンゴル家畜感染症診断技術改善計画
実施協議調査団報告書

平成 9 年 7 月
(1997年 7 月)

国際協力事業団



1140303 [7]

序 文

国際協力事業団は、モンゴル国政府の要請を受け、平成8年7月、モンゴル家畜感染症診断技術改善計画に関する事前調査を実施し、その調査報告を踏まえ、平成9年6月14日から6月21日まで社団法人 北里研究所客員部長 鈴木直義氏を団長とする実施協議調査団を現地に派遣しました。

同調査団は、モンゴル国政府関係者と実施のための協議を行い、討議議事録（R/D）及び暫定実施計画（TSD）の署名・交換を行いました。その結果、本プロジェクトを平成9年7月1日から5年間の計画で実施することとなりました。

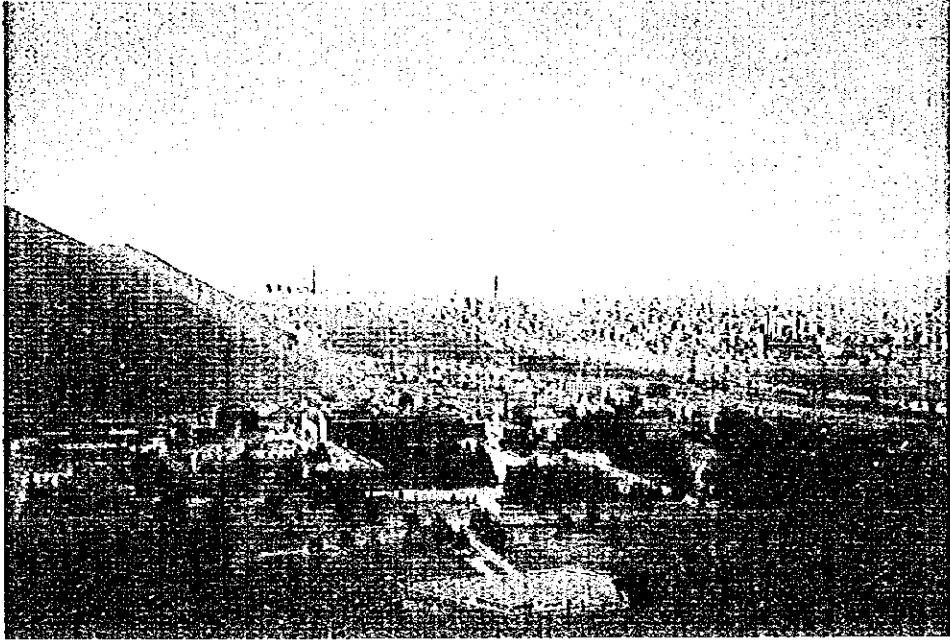
本報告書は、同調査団による協議結果等をとりまとめたものであり、今後、本プロジェクトの実施に当たり広く活用されることを願うものです。

終わりに、この調査にご協力とご支援を頂いた内外の関係各位に対し、心から感謝の意を表します。

平成9年7月

国際協力事業団

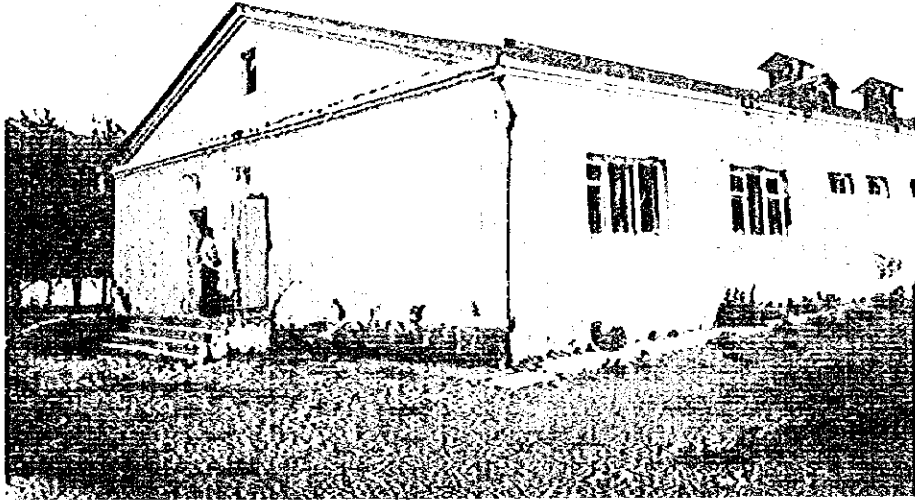
理事 亀 若 誠



モンゴル国立農業大学 全 景



モンゴル国立農業大学獣医学研究所（免疫研究センター）



旧 実験動物舎



R/D 署名

目 次

序 文
写 真
地 図

1. 実施協議調査団の派遣	1
1-1 派遣の経緯と目的	1
1-2 調査団の構成	1
1-3 調査日程	2
1-4 主要面談者	2
2. 要 約	4
2-1 討議開始前の概況	4
2-2 交渉経過について	4
3. 討議議事録等の交渉経緯	7
3-1 交渉経緯	7
3-2 討議議事録及び暫定実施計画（仮和訳）	9
4. プロジェクト実施上の留意点	21
4-1 実施体制について	21
4-2 実施計画について	23
4-3 日本人専門家の留意事項	25

附 属 資 料

1. 討議議事録 (R/D) 及び暫定実施計画 (TSI)——英文 29
2. 協議議事録 (Minutes of Discussions)——英文及び仮和訳 48
3. モンゴル農業大学長表敬の際の団長挨拶 55
4. 実施協議終了後の署名に際しての挨拶 56
5. モンゴル農業大学における日本人専門家の称号 58
6. 平成9 (1997) 年度供与機材リスト (案) 59
7. 平成9年度 C/P 研修受入れ予定者及び平成10年度研修員候補者 60

1. 実施協議調査団の派遣

1-1 派遣の経緯と目的

1995年にモンゴル国の要請に基づいて農業基礎調査団が派遣され、モンゴル国の畜産振興のためには、家畜微生物感染症対策が緊急を要すると報告された。一方、モンゴル農業大学の要請に基づいて同年、帯広畜産大学の品川森一教授が個別専門家として派遣され、モンゴル国の畜産振興のためには「家畜微生物感染症、特に人畜共通感染症の診断技術の改善と向上が重要課題である」とする調査報告を行った。

翌1996年に、モンゴル国から「家畜微生物感染症の診断技術」に関するプロジェクト方式技術協力の要請があり、この要請を受けて、国際協力事業団は同年7月に事前調査団を派遣した。同調査団が、モンゴル側関係者との協議を通じてプロジェクト要請の背景、要請の内容、同国における畜産分野の現状、特に家畜衛生の現状について調査した結果、モンゴル国の家畜衛生にかかわる技術的問題点が明らかとなり、本プロジェクトによってモンゴル農業大学獣医学研究所及び獣医学部の家畜微生物病関連教官の各種家畜感染症の診断技術が向上し、家畜衛生行政が強化されること、それにより、モンゴル国の家畜生産における損耗を最小限に食い止め、農家所得の向上、食糧増産及び外貨獲得に寄与し得ることを確認した。

さらに、事業団は1997年1月に長期調査員を派遣して、極寒期の生活状況を調査するとともに、事前調査で明らかになった問題点と調査が必要な事項について詳細な調査を行い、協力の実施に当たり必要となる課題について具体的にモンゴル側と協議した結果、技術協力のフレームワーク案を作成して双方で合意した。

以上の各調査の結果を踏まえて、モンゴル側関係者とプロジェクト実施にかかわる協議、特に協力内容である家畜微生物感染症分野の専門的技術に関する討議・合意事項の再確認を行い、討議議事録 (Record of Discussions: R/D) 及び暫定実施計画 (Tentative Schedule of Implementation: TSI) の署名・交換を行うことを主な目的として、実施協議調査団の派遣となった。

1-2 調査団の構成

- | | | |
|-----------------|-------|-----------------------|
| (1) 団長・総括/原虫学 | 鈴木 直義 | 社団法人 北里研究所 客員部長 |
| (2) ウイルス性疾患診断技術 | 品川 森一 | 帯広畜産大学 教授 |
| (3) 細菌性疾患診断技術 | 江口 正志 | 農林水産省家畜衛生試験場 病原診断研究室長 |
| (4) 業務調整 | 星 弘文 | 国際協力事業団農業開発協力部畜産園芸課 |
| (5) 通 訳 | 小山 陶子 | 財団法人 日本国際協力センター東北支部 |

1-3 調査日程

1997年(平成9年)6月14日～6月21日(8日間)

日順	日	曜	内 容	協 議 内 容
1	6/14	土	関西空港(15:00発・OM-904) →ウランバートル(19:20着)	
2	15	日	団内打合せ	
3	16	月	大使館表敬、JICA事務所打合せ 国立農業大学副学長表敬 獣医学研究所・獣医学部関係者協議	R/D案、TSI案手交 免疫研究センター施設改修内容の 確認・協議
4	17	火	大学関係者との協議	R/Dの内容確認 TSI協議 プロジェクト運営体制協議
5	18	水	大学関係者との協議	ミニッツ案説明・検討 両国の開始前準備(要請書等)
6	19	木	大学関係者及び農牧産業省との協議	各研究課題についての調査・協議 R/Dの内容確認
7	20	金	関係各省との合同協議 R/D、TSI署名 JICA事務所報告	R/D、TSI最終調整
8	21	土	ウランバートル(8:45発・OM-903) →関西空港(12:55着)	

1-4 主要面談者

【モンゴル側】

(1) Ministry of External Relations (対外関係省)

First Department (第1局)

Ms. Bolormaa, Officer

(2) Ministry of Agriculture and Industry (農牧産業省)

Strategical Planning Unified Policy Department (政策計画局)

Mr. N. Bataa, Chairman

Sectoral Policy Regulation Department and Chief of Program, Project Implementation Division

(分野別調整局、プロジェクト実施課)

Mr. I. Hanimhan, Deputy Chairman

(3) Ministry of Enlightenment (教育省)

Department of Highly Education (高等教育局)

Mr. M. Baasanjav, Director

(4) Agricultural University of Mongolia (モンゴル農業大学)

Dr. N. Altansukh, Deputy-Rector (副学長)

Dr. D. Ganbold, Deputy-Rector (副学長)

Veterinary Research Institute (獣医学研究所)

Dr. B. Byambaa, Director

Mr. Y. Ganbold, Vice Director

Dr. A. Yondondorj, Head, Laboratory of Immunology and Microbiology

Dr. B. Purevtseren, Head, Laboratory of Virology

Dr. R. Sodnomdarjaa, Researcher, Laboratory of Animal Metabolic/President of Mongolian
Veterinary Association

Dr. B. Battsetseg, Researcher, Laboratory of Parasitology

Faculty of Veterinary Medicine (獣医学部)

Dr. M. Tumorjab, Professor, Department of Animal Anatomy and Physiology/Director of
Immunological Research Centre

(5) "Bridge" Company

Mr. Ch Dorjderem, Deputy Director

Mr. S. Kitayama, Chief Engineer

【日本側】

(1) 在モンゴル日本国大使館

久保田真司 特命全權大使

城所 卓雄 参事官

岩崎 平 書記官

的場 聡司 二等書記官

(2) JICA モンゴル事務所

四釜 嘉総 所長

城水 健 所員

(3) 個別派遣専門家

水口 寿雄 食糧増産計画 (農牧産業省)

西端 則夫 援助調整 (対外関係省)

2. 要 約

2-1 討議開始前の概況

本実施協議調査団は、1996年7月の事前調査、1997年1月の長期調査を受けて派遣されたものであるが、まず、在モンゴル日本国大使館を表敬、JICA モンゴル事務所で打合せるとともに、討議予定の R/D 及び TSI 原案を説明し、助言を求めた。

日本国大使館では、本計画における研究技術協力が純粋な基礎的技術研究にとどまらず、モンゴル国の畜産業振興のための基礎固めの効果と応用への拡充が期待できるとされ、モンゴル国の現状を踏まえるとき、次代の人材養成機関である大学への技術協力を主体とする本計画には、大使館としても期待を寄せている旨の見解が示された。

団長は大使館において、長期調査時に久保田大使ならびに城所参事官に要望した国費留学生・研究生（獣医学博士課程）の枠を特別に考慮をいただくことが本プロジェクトの成否の柱になると、再度要望した。

モンゴル農業大学 Ganbold 副学長（Sodonomtseren 学長が海外出張のため）及び大学主要関係者に対しては、本調査団から附属資料 3 のような挨拶と説明を行った。副学長からは歓迎の意と交渉成立への期待が述べられた。また、モンゴル農業大学としては、「免疫研究センター」を中心に獣医学研究所・獣医学部で実施される本計画に大学としてできる限りの支援を惜しまない旨の意向が示された。

なお、1997年4月からモンゴル国省庁の改編により、モンゴル農業大学附属の18研究所は獣医学研究所を含む3研究所に統廃合され、モンゴル農業大学のすべての運営管理は、教育省一つに所属することになって、公的には農牧産業省とは関係がないとの説明を受けた。

2-2 交渉経過について

事前・長期の過去2回の調査により、大枠についてはほぼ合意が成立していたため、特に大きな意見の相違はなく、一部字句の修正程度で R/D、TSI の署名を取り交わす運びとなった。しかし、その中で①初年度（1997年度）の日本側受入れ予定2名の長期研修員の専門分野の優先順位を日本側希望として(i)細菌学専攻、(ii)免疫病理学専攻とした件②既設獣医学研究所棟内に改修予定の「免疫研究センター」の施設の中の専門家室の追加提供③モンゴル側業務調整員の公的位置づけ④必要器具機材に対するローカルコスト負担の再確認⑤日本人長期専門家の専門分野の追加——などについては、活発な討論をした結果、合意された。

なお、署名者としてモンゴル農業大学学長と調査団長のみでよいとする意見が大学側から出されたが、本計画にモンゴル側の関係各省からさまざまな支援を必要とすることから、関係各

省（教育省を主要署名者、対外関係省及び農牧産業省を立会人として）を署名者に加えた。

交渉の細部については、詳細に、かつ繰り返し討論されたので、重要箇所について、以下に若干の説明を加える。

(1) 協力開始時期の変更とそれに伴う措置

本計画の円滑な開始のため、研究活動の核となる「免疫研究センター」の改修工事をプロジェクト基盤整備費により行う予定であるが、この事務的準備を協力期間内に行う必要があること、工事が困難となる冬季の到来する前に工事を完了する必要があることなどから、開始日を当初予定されていた1998年4月から1997年7月1日に変更した。

日本側業務調整員は、協力開始後できるだけ速やかに派遣され、現地でのプロジェクト開始業務、改修工事の監理に当たり、チーフアドバイザーは、協力開始後6カ月以内に着任する予定である。

(2) プロジェクト基盤整備事業について

本計画の基盤整備として、実験動物飼育室ならびに関連実験室を改修する必要があることは、事前調査及び長期調査においても強調しているところである。

モンゴル側では、必要最小限の施設改修は完了しており、自力でこれ以上の改修は不可能であると判断された。そのため、獣医学研究所の建物で研究活動を行う「免疫研究センター」及び実験動物のための部屋の改修工事については、日本側の負担で行うこととした。

長期調査までの段階で検討した「免疫研究センター」の配置を再検討した結果、日本側チーフアドバイザーと業務調整員の執務室が不足していることが判明し、本実施協議調査時にモンゴル側に提供を求めた。

しかし、モンゴル側の提供可能な部屋がもうないことから、会議室と図書閲覧室について獣医学研究所の施設を共用することとし、これまでは会議室と図書閲覧室とする予定であった部屋を日本側チーフアドバイザーと業務調整員の執務室に変更し、試薬等消耗品貯蔵室は、旧実験動物棟の1室をモンゴル側が提供することで合意した。

なお、本改修の施設は、分析機器など精密機器、衛生管理下の動物飼育など、電気・水道・空調など無事故運転のためのシステムの一体化が必須なので、本調査団としては、関係各位に十分な事業費ならびに附帯設備費（自動発電器など）の適用について、格段の配慮をお願いするものである。

(3) 研修員の選定について

本計画における研修員の占める役割の重要性に配慮して、前回調査団は現地で研修員候補

者のインタビューを行い、その評価をモンゴル農業大学側に意見具申する形を取って、研究分野別に4人の候補者に順位を付け、選定した。

日本における国内委員会(準備委員会)で討議した内容は①初年度受入れ枠は2名であること②プロジェクト開始当初の研究分野に日本で研修経験のある研修員がまだ一人もいない研究分野から受け入れること③日本における受入れ側責任者の意向を尊重するなどである。この原則討議項目から、日本側として、初年度(1997年度)は(i)細菌学分野(ii)病理学分野の研修員を受け入れることとした。論議の結果、ウイルス学分野及び原虫学分野の候補者は、本年度受入れ枠が増えた場合の候補者補欠1及び補欠2として書類に残すことで、モンゴル側も了承した。

これら補欠候補者が1997年度中に受け入れられなかった場合、自動的に1998年度の研修員とすることを合意確認した。さらに、調査団は、1998年度の補欠候補者(1999年度以降受入れ予定者)4名をインタビューした。

(4) R/D、TSI署名後の措置

モンゴル側関係省庁と、R/D中の専門家への便宜供与にかかるモンゴル側のとるべき措置について活発な討議を行った結果、討議内容をミニッツに記載することで合意し、署名を行った。しかし、この討論の中で、モンゴル政府担当者が、技術協力について十分に理解していない面が散見された。今後もモンゴル政府が同様の姿勢であれば、本プロジェクトや、追って開始される同様の技術協力プロジェクトの実施に当たって、障害となることが考えられる。

3. 討議議事録等の交渉経緯

3-1 交渉経緯

(1) 討議議事録案についての協議・検討

6月16日から19日までの間、モンゴル農業大学獣医学研究所・獣医学部において、モンゴル側実施責任者らと日本側討議議事録（R/D）案について協議・検討を行った。

R/D案の基本枠組みについては、前回長期調査実施時にモンゴル農業大学側に素案を示していたので、長期調査の結果を踏まえて、その後修正・追加した部分を中心に日本側から説明を行い、意見交換及び協議を行った。

日本側による長期調査合意事項の修正・追加事項は以下のとおりである。

1) 日本人専門家の専門領域の追加

協力期間内に行う予定の研究小課題に対応する分野を専門家派遣分野として明記する。

2) 研修員受入れ数と研究小課題内受入れ研修員の最終選考

各研究小課題に日本国内での研修経験者を充てることを第一義とし、その最終候補者の選定は、国内支援委員会において行う。

3) 実験動物室及び実験室の安全管理と運営

電気・水道など、24時間使用可能な設備の安全管理などの面から、改修建物の独立の可能性を検討する（自家発電、各室の施錠などについて）。

4) モンゴル側コーディネーターの公的位置づけ

研究技術習得の共通言語は英語であるが、モンゴル農業大学教官で日本語による獣医学・畜産学用語に精通した者を配置して、プロジェクトの運営管理とともに、プロジェクトダイレクター（モンゴル農業大学学長）及びプロジェクトマネージャー（免疫研究センター所長）を公的に補佐できるようにする。

5) その他の協議事項

モンゴル農業大学側から、a)自動車運転手、b)日本側秘書補佐、c)事務関連機器への電気・電話回線などの設置、d)日本人専門家の身分保障のための大学学長公認発令などについて合意・確認された。

(2) 暫定実施計画（TSI）案についての協議・検討

TSIの付表1の各項目についてモンゴル側と確認し合った。その中で変更された部分及び、強く再確認した項目は以下のとおりである。

1) 1. プロジェクト活動の内容 2. の c) 原虫性及びリケッチア感染症を c) 原虫性感染症

に変更した。理由はプロジェクトの計画にリケッチアが含まれなくなったためである。

2) 3. 技術協力計画 (モンゴル側) の内容 1 の 3) コーディネーターは現在帯広畜産大学で大学院に就学中の Mr. Avarzed を充てることを再度確認した。

3) 3. 技術協力計画 (モンゴル側) の内容 2 土地、建物及び他の施設の提供に関して、日本側からさらにチームリーダー及び日本側コーディネーターの部屋と物品保存室の提供を求めたが、研究所に余裕がないため、モンゴル側の実験室の提供は拒否された。しかし代案として以下の 3 点が提案され了承した。

① 図書室に予定していた部屋をチームリーダー及び日本側コーディネーターの部屋に充てること。

② モンゴル側会議室を自由に使用し、ここに鍵付きの書庫を置いて図書を納めること。

③ モンゴル側の実験動物舎内の 1 室を物品保存室として提供すること。

4) 実験室がプロジェクトで専用される結果、実験室がなくなった細菌学研究室の研究者及び実験補助者をプロジェクトに参加させ、免疫センターで仕事をするのが合意された。

(3) 協議議事録 (Minutes of Discussions) 案についての協議・検討

議論を踏まえ、以下の内容を盛り込んだ協議議事録 (M/D) を作成し、R/D とともに署名した。(内容については、附属資料 2. 参照のこと)

1) モンゴル人研修員の選定基準について

2) 「特別手段」の内容について

ローカルコスト負担事業の内容が、実験室、実験動物室などの改修であること。

3) 長期専門家派遣分野について

長期専門家は、六つの専門分野の中から、プロジェクトの活動に沿って派遣されること。

4) 「日本人専門家の特権、免除、恩恵」の「export licences」の解釈について

5) 「日本人専門家の特権、免除、恩恵」の「Free medical dental services」の取扱いについて

6) モンゴル側コーディネーターの人選及び位置づけについて

7) モンゴル農業大学のとるべき措置について

必要とされる各種要請書の取付けについて早期に行うこと。

8) PDM (Project Design Matrix) の導入について

なお、4) 及び 5) については、6 月 20 日に行った関係各省の合同会議の席で、ミニッツに盛り込むこととなった。

3-2 討議議事録及び暫定実施計画（仮和訳）

モンゴル家畜感染症診断技術改善計画プロジェクトのための
技術協力に関する日本側実施協議調査団とモンゴル国政府関係当局との
討 議 議 事 録

国際協力事業団が組織し、鈴木直義博士を団長とする日本側実施協議調査団（以下、「チーム」という）はモンゴル国におけるモンゴル家畜感染症診断技術改善計画プロジェクトについての技術協力計画の詳細を策定するため、モンゴル国を訪問した。

モンゴル国滞在期間中、チームはプロジェクトの有効な実施のための両国政府がとるべき措置に関してモンゴル国側当局と意見を交換し、一連の討議を行った。

討議の結果、チームとモンゴル国側関係当局はそれぞれの政府に対し、添付する附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

ウランバートル 1997年6月20日

鈴木 直義
団長
実施協議調査団
国際協力事業団
日本国

D. Ganbold
学長代理署名、副学長
モンゴル農業大学
モンゴル国

立会人
L. Davaagiv
局長、第1局
対外関係省
モンゴル国

M. Baasanjav
局長、高等教育局
教育省
モンゴル国

立会人
N. Bataa
議長、政策計画局
農牧産業省
モンゴル国

附 属 文 書

I 両国政府の協力

1. モンゴル国政府は日本国政府との協力により、プロジェクトを実施する。
2. プロジェクトは附表Ⅰに添付された基本計画により実施される。

II 日本国政府がとるべき措置

日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は、日本の技術協力スキームの通常の手続きにより、国際協力事業団（以下、JICAとする）を通じて以下の手段を自らの負担により行う。

1. 日本人専門家の派遣

日本国政府は、附表Ⅱのリストにあるとおり、日本人専門家の役務を提供する。

2. 機械及び機材の供与

日本国政府は、附表Ⅲのリストにあるとおり、プロジェクトの実施に必要な機械、機材及び他の物資（以下、「機材」とする）を提供する。機材は、国境あるいは空港においてモンゴル国側へC.I.F.建てにて引き渡されるとき、モンゴル国政府の財産となる。

3. 日本国でのモンゴル人の研修

日本国政府は、日本において技術研修を行うため、プロジェクトにかかるモンゴル人研修員を受け入れる。

4. 特別手段

プロジェクトの円滑な実施を保証するため、日本国政府は、日本国において施行されている法律、規則に基づき、インフラストラクチャー整備に必要なローカルコスト負担の一部を補う目的で、JICAを通じ特別な手段を講じる。

III モンゴル国政府のとるべき手段

1. モンゴル国政府は、すべての関係機関及び裨益団体及び研究機関による十分かつ効果的なプロジェクトへの関与を通じ、プロジェクトの自立運営が日本の技術協力期間中及び終了後も継続されることを保証するために必要な手段を講じる。
2. モンゴル国政府は、日本の技術協力の結果として、モンゴル人により獲得された技術と知識が、モンゴル国の経済的及び社会的発展に貢献することを確認する。
3. モンゴル国政府は、附表Ⅳにある特権、免除、利益を保証し、上記Ⅱ-1の日本人専門家及びその家族に対し、第三国ないしは国際機関の同様のミッションと同等の特権、免除、利益を保証する。

4. モンゴル国政府は、附表Ⅲに掲げる機材が、上記Ⅱ-1に掲げる日本人専門家との調整により、プロジェクトの実施のために効果的に使用できるよう確認する。
5. モンゴル国政府は、モンゴル人研修員が日本での研修で得た知識と経験が、プロジェクトの実施に効果的に利用されるよう保証するために必要な手段を講じる。
6. モンゴル国において施行されている法律及び規則に従い、モンゴル国政府は、プロジェクトのために自らの負担により次のものを提供するために必要な措置をとる。
 - (1) 附表Ⅴに掲げるモンゴル人カウンターパートと事務職員の提供
 - (2) 附表Ⅵに掲げる土地、建物及び付帯施設
 - (3) 上記Ⅱ-2のJICAを通じて供与される機材以外で、当該プロジェクト実施に必要な機械、装置、器具、車輛、工具、補充部品及びその他の物品の調達もしくは取り替え
 - (4) モンゴル国内における公務出張にかかわる日本人専門家に対する交通便宜及び旅費
 - (5) 日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付き住居を見つける手助け
7. モンゴル国において施行されている法律及び規則に従い、モンゴル国政府は、次の経費を負担するために必要な措置をとる。
 - (1) 上記Ⅱ-2に掲げる機材のモンゴル国内の輸送、据え付け、操作及び維持に必要な経費
 - (2) 上記Ⅱ-2に掲げる機材に対するモンゴル国内で課される関税、国内税及びその他の課徴金
 - (3) プロジェクトの実施に必要なすべての運営経費

IV プロジェクト管理

1. モンゴル農業大学学長は、プロジェクトダイレクターとして、プロジェクトの管理及び実施の包括的責任を負う。
2. 免疫研究センター所長は、プロジェクトマネージャーとして、プロジェクトの運営及び技術的問題について責任を負う。
3. 日本側チーフアドバイザーは、プロジェクトの実施に関連するいかなる事柄についても、プロジェクトダイレクター及びプロジェクトマネージャーに必要な提案及び助言を行う。
4. 日本側専門家は、プロジェクトの実施に関連するいかなる技術的事柄についても、モンゴル側カウンターパートに必要な技術的指導及び助言を与える。
5. プロジェクトの技術的協力を効果的かつ成功裡に実施するために、合同委員会を組織する。委員会の機能及び構成については、附表Ⅶに記載する。
6. プロジェクト組織図を附表Ⅷに掲げてある。

V 合同評価

プロジェクトの評価は、JICA 及びモンゴル政府当局を通じ両国政府が共同して、協力期間の中間点及び終了前 6 カ月以内に、到達度を測るために行う。

VI 日本人専門家に対する請求（クレーム）

モンゴル国政府は、日本人専門家のモンゴル国内における職務の遂行に起因し、または、その遂行中に、または、その遂行に関連して発生する日本人専門家に対するクレームが生じた場合には、そのクレームに関する責任を負う。ただし、日本人専門家の故意、または重大な過失により生ずる責任についてはこの限りではない。

VII 相互協議

両国政府はこの附属文書から生ずる、あるいは、本附属文書に関連する主要事項について相互協議を行う。

VIII プロジェクトに対する理解と援助を促す手段

プロジェクトに対するモンゴル国民の理解と援助を促すために、モンゴル国政府は、モンゴル国民に広くプロジェクトについて知らせるための十分な手段を講じる。

IX 協力期間

本附属文書に基づくプロジェクトの技術協力期間は、1997年 7 月 1 日より 5 年間とする。

附表Ⅰ 基本計画

1. 上位目標

家畜感染症の診断技術の改善によって、モンゴル国の畜産業の発展に寄与する。

2. プロジェクト目標

モンゴル農業大学免疫研究センターにおける家畜感染症診断のための免疫学的及び免疫病理学的研究が基礎及び応用研究活動を通じて強化される。

3. プロジェクト成果

獣医学研究所及び農業大学獣医学部の研究者が、家畜感染症の免疫学的診断のための基礎及び応用研究技術を獲得する。

4. プロジェクト活動

- (1) 免疫診断法の総合的研究活動を行う
- (2) 以下の感染症に対する免疫診断法の基礎的研究活動を行う
 - a) ウイルス感染症に関する研究活動
 - b) 細菌感染症に関する研究活動
 - c) 原虫感染症に関する研究活動
- (3) 感染症に関する臨床病理学的基礎研究活動を行う
- (4) 実験動物を活用した感染症に関する免疫学的・生化学的研究活動を行う
- (5) 感染症に関する宿主病態生理学的研究活動を行う
- (6) 重要感染症の診断のための総合的及び応用的研究活動を行う

附表Ⅱ 日本人専門家リスト

1. 長期専門家

- (1) チーフアドバイザー
- (2) 業務調整員
- (3) 以下の分野の専門家
 - 1) ウイルス学
 - 2) 細菌学
 - 3) 原虫学
 - 4) 免疫病理学
 - 5) 免疫血液学、生理学、生化学
 - 6) 病態薬理学

注：チーフアドバイザーは、上記専門分野の一つを兼ねうる。

2. 短期専門家

短期専門家は、プロジェクトの活動範囲内で必要に応じて派遣される。

附表Ⅲ 機材リスト

1. 機材、機械、装置、器具、車輛、工具、その他プロジェクトの実施に必要な物資
2. 車輛

附表Ⅳ 特権、免除、利益

1. 海外から送金される生活資金に関連した所得税及びいかなる種類であっても課される課徴金の免除。
2. 輸入免許の取得、外貨交換準備金の証明書、関税及び他のいかなる種類であっても課される課徴金の免除。ただし、以下の輸入品に関して支払われた特別サービスに対する支払いは除く。
 - (1) 専門家及びその家族の荷物
 - (2) 専門家及びその家族の使用の目的でモンゴル国に持ち込まれた個人的及び家財道具及び消費財、及び
 - (3) 専門家ないしはその配偶者名義でモンゴル国に持ち込まれた専門家個人の使用のための車輛

自動車の輸入許可は日本大使館の要請に基づきモンゴル国政府により承認される。上記の方法によって自動車を輸入する代わりに、専門家は、モンゴル国で課せられる国内税及び他の課徴金なしに、モンゴル国内の市場において自動車を買うことができる。輸入された、またはモンゴル国内で購入された自動車は、モンゴル国で施行されている法律及び規則のもとで販売ないし譲渡することが可能である。
3. 上記2にあげた荷物、物品及び自動車の輸出のための輸出免許の取得、関税及び他のいかなる課徴金も免除する。
4. 申請の際に、専門家及びその家族についてかかる手続きを無料として入国及び出国ビザの発行をする。
5. 国立病院及び保健センターでの医療及び歯科医療サービスを無料とする。
6. 専門家の義務の履行に必要となるすべての関係政府機関の協力を保証するため、専門家及びその家族に身分証明書を発行する。

附表Ⅴ モンゴル側カウンターパート及び事務職員

1. プロジェクトダイレクター

2. プロジェクトマネージャー
3. プロジェクトコーディネーター
4. 事務職員
5. 研究者
6. 実験助手
7. 他必要な支援スタッフ

附表Ⅵ 土地、建物及び附帯施設のリスト

1. 技術移転に必要な実験室、レクチャールーム、会議室
2. 日本政府から供与される機械、機材及び原材料の設置、保管に必要な建物、附帯施設及びスペース
3. 日本側チーフアドバイザー及び他の専門家のためのオフィススペース及び必要な施設
4. 相互に必要なものと合意した他の施設

附表Ⅶ 合同委員会

1. 機能

合同委員会は少なくとも年1回、また必要に応じて会合を持ち、以下の業務を行う。

- (1) プロジェクトの枠内及びモンゴル国と日本国政府で取り交わした R/D のもとで、年度計画を立てる。
- (2) 年度計画及び R/D に従って、技術協力の進捗についてレビューする。

2. 委員の構成

(1) 議長

モンゴル農業大学学長

(2) 副議長

獣医学研究所所長

(3) 委員

1) モンゴル側

- (i) 免疫研究センター所長
- (ii) 獣医学部長
- (iii) プロジェクトコーディネーター
- (iv) 各プロジェクト活動分野の主任研究員
- (v) 教育省の代表者
- (vi) 農牧産業省の代表者

2) 日本側

- (i) チーフアドバイザー
- (ii) 業務調整員
- (iii) 本プロジェクトの派遣専門家
- (iv) 必要に応じ、JICA が派遣する他の日本人専門家及び関係者
- (v) JICA モンゴル事務所長
- (vi) 在モンゴル日本国大使館員（オブザーバー）

注) 議長が指名する者も参加することができる。

附表Ⅷ

略（附属資料 1. Annex Ⅷ参照）

モンゴル家畜感染症診断技術改善計画プロジェクトのための
日本の技術協力に関する暫定実施計画

国際協力事業団が組織した、モンゴル国におけるモンゴル家畜感染症診断技術改善計画プロジェクトについての日本側実施協議調査団（以下、「チーム」という）、及びモンゴル国政府関係者は、共同して別添附属書のとおり、プロジェクトの暫定実施計画を策定した。

この文書は、日本側チームとモンゴル政府関係者との間で署名された討議議事録に関連して、双方がプロジェクトの実施に必要な予算を配置すること及びプロジェクト実施過程で必要が生じたとき、討議議事録の範囲内で計画を変更するという条件のもとで策定されたものである。

ウランバートル 1997年6月20日

鈴木 直義
団長
実施協議調査団
国際協力事業団
日本国

D. Ganbold
学長代理署名、副学長
モンゴル農業大学
モンゴル国

M. Baasanjav
局長、高等教育局
教育省
モンゴル国

立会人
L. Davaagiv
局長、第1局
対外関係省
モンゴル国

立会人
N. Bataa
議長、政策計画局
農牧産業省
モンゴル国

附表1. プロジェクトの暫定実施計画

1. プロジェクト活動

内 容	年 次				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1 免疫診断法に関する総合的研究					
2 以下の感染症に関する免疫診断法の基礎的研究活動					
a) ウイルス性感染症					
b) 細菌性感染症					
c) 原虫性感染症					
3 感染症に関する臨床病理学的基礎研究活動					
4 実験動物を用いた感染症に関する免疫学的、生化学的研究活動					
5 感染症に関する宿主病理生態学的、病理形態学的研究活動					
6 重要感染症の診断のための総合的及び応用的研究活動					

2. 技術協力計画（日本側）

内 容	年 次				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1 日本人専門家の派遣					
(1) 長期専門家					
1) チーフアドバイザー					
2) 業務調整員					
3) 以下の専門分野の専門家					
a) ウイルス学					
b) 細菌学					
c) 原虫学					
d) 免疫病理学					
e) 免疫血液学、生理学、生化学					
f) 病態薬理学					
注：					
① チーフアドバイザーは、上記専門分野の一つを兼ねうる。					
② 長期専門家は、上記の分野の中でプロジェクト活動により派遣される。					
(2) 短期専門家					
2 モンゴル人カウンターパートの日本での技術研修					
3 機材供与					
4 調査団派遣					

3. 技術協力計画 (モンゴル側)

内 容	年 次				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1 カウンターパートの配置					
1) プロジェクトディレクター 2) プロジェクトマネージャー 3) コーディネーター 4) 一人ないしはそれ以上のカウンターパートが以下の分野の日本人専門家に配置される (一人のみ配置された場合には、副カウンターパートを配置する): a) ウイルス学 b) 細菌学 c) 原虫学 d) 免疫病理学 e) 免疫血液学、生理学、生化学 f) 病態薬理学 g) 双方合意した他の分野 5) 事務職員 6) 実験助手 7) その他必要と思われる支援要員					
2 土地、建物及び他の施設の提供					
3 日本政府から供与される機械、機材、車輛、器具、工具及び他のいかなる物品であっても、その設置、保管					
4 プロジェクト運営費の負担					

4. プロジェクト実施上の留意点

4-1 実施体制について

4-1-1 研究組織

各年次別に発足するサブテーマの研究活動をより円滑に実施するため、まず確固たる研究組織をつくる必要がある。その具体的方法として、モンゴル農業大学獣医学研究所・獣医学部における本プロジェクトの中心核として、モンゴル農業大学附属「免疫研究センター」を設置した。その免疫研究センターは専任教授、準教授、助教授、講師、研究員3名以上に加えて本プロジェクトに関係する各サブテーマ研究グループ1～2名の研究者から構成されている。免疫研究センターを中心としたモンゴル農業大学が本プロジェクト実施の主体であり、光熱水道費や電話回線の整備などモンゴル側ローカルコスト負担及び運営予算の確保ならびに円滑な管理運営についてモンゴル農業大学側が万全を期すことを再確認した。次いで、日本人専門家に対応するカウンターパートを長期研修員（研修帰国後5年間は大学から転出しない誓約を行う）として可能な限り早めに日本に受け入れ、受入れ先で派遣予定専門家と共に研究技術習得活動を行うことにした。このことによって、モンゴル人研修員は本国に帰国後は、日本人専門家の研究技術協力活動面での受入れ体制づくり、サブテーマの研究実施面での中心的役割ならびに他のモンゴル側のカウンターパートや事務官とのパイプ役として積極的に関与してもらうことが可能であろうし、また、そのようになるように関係各位に強く要請する。

帰国研修員と、そのパートナーの日本人専門家を核とする研究組織単位が確立されれば、各サブテーマの研究実施体制は確固たるものになり、研究教育活動がより効率的・効果的に行われるものと考えられる。また、各サブテーマの関与する講座あるいは研究グループの間での研究協力体制が、この帰国研修員と派遣専門家を核に展開されれば、その波及効果は当面このプロジェクトと直接関係を持たない他の研究分野にも及び、ひいては獣医学・畜産学領域の研究教育活動が活性化され、畜産業界に拡大反映されることが期待される。そのためには、本プロジェクト実施に際して新設された「免疫研究センター」の組織及び整備された器具機材の維持管理がモンゴル農業大学によってなされ、願わくば本プロジェクト終了後も「免疫研究センター」が今後の日本-モンゴル獣医学研究者学術交流の拠点として存続することを希望し、それが了解されたと理解した。

将来のモンゴル国畜産振興の基盤とすべき人畜共通微生物感染症診断技術の改善計画の実施に伴い、到達目標である家畜疾病の予防・制圧事業は、第一にモンゴル農業大学獣医学研究所・獣医学部における研究教育実施体制の整備強化であることは明白である。その体制整

備のために、日本の研究教育環境、日本人的思考あるいは日本人専門家に対する理解を深めた複数の帰国研究員が各研究分野に存在し、活動することは極めて有益に作用すると思われる。

4-1-2 運営管理

日本側チーフアドバイザーとプロジェクトダイレクター（総括責任者、モンゴル農業大学学長）及びプロジェクトマネージャー（責任管理者、免疫研究センター所長）、日本人専門家とカウンターパート及び両国の業務調整員ならびに日本人専門家間の意思疎通と協力体制は、プロジェクト運営上極めて重要なポイントとなるものと考えられる。日本人チームは特に組織対応面において、それぞれの役割分担を明確化し、密接な連携のもとで問題処理に当たることが望まれる。また、チーム各員は当該プロジェクトに対するモンゴル側の要請等を的確に把握して、これをチーフアドバイザーに集積し、JICAを通じて日本側に随時連絡して、国内支援委員会と連携しつつ、その適切かつ迅速な対応に当たることが望まれる。プロジェクトサイトでの日本チームの孤立化防止及び独善的個人の言動には十分配慮し、両国間の真の友好と「免疫研究センター」を中心としたモンゴル農業大学獣医学研究所・獣医学部の発展を期して努力されることを切に要望する。

4-1-3 機材の供与

プロジェクトサイトで日本人専門家とカウンターパートの研究活動が円滑に開始され、派遣期間内に一定の技術協力成果を上げるためには、年次別に開始される研究テーマにかかる機材の到着に合わせて専門家派遣を考慮することが強く望まれる。研究協力活動が停滞している研究室においては、研究に必須な一般的機材にも事欠く状態であり、機材到着以前に専門家が派遣された場合には、研究協力活動の着手が遅れ、その後の技術協力を重大な支障を来すことが危惧される。

初年度のサブテーマは①センターにおける免疫診断法の総合的研究活動②重要微生物感染症に対する免疫診断法の基礎研究活動③感染症の免疫病理学的研究である。このうち②は三つの小テーマ（a、b、c）に分かれている。1997（平成9）年度予算においては、本プロジェクト中心核としての「免疫研究センター」の実験動物室及び関連実験室内整備と共通機器のうち重要度の高い設備を最優先した。従って、研究期間を3年として1997年から発足するよう計画されたサブテーマの最小限の設備、機材供与費及び消耗品費の捻出、その分配方法は重大問題である。この問題に対処する一つの方法として、本プロジェクトの5年分の推定総予算の40～50%程度を1998年度に投入し、次年度以降は逐次減少させる方式について、なお一層の検討と協力をJICA及び関係各省庁に切望する。この前高後低型の年次別予算配分計

画は、限られた協力期間における高い実績評価を得るための原則であり、特に技術移転を含む大学研究協力においては不可欠な機材を早期に供与し、以後、消耗品費のみの投入で研究活動が活発化する利点がある。

4-1-4 機材の保守・管理

機材の保守・管理に関して、今後、日本から供与される機材も含めて、故障時には日本から部品調達など迅速に対応し、保守・点検する必要があると考えられる。特に、モンゴルでは停電が多発し、電圧も不安定なので、諸種分析機器に重大な故障が発生する可能性がある。このような事態に対しては、予め実験棟の改修に際して自家発電機・定電圧装置など研究遂行に必須な附属設備の設置を強く希望する。

4-1-5 消耗品

各研究テーマに沿って実際に技術を習得する段階で、日常的な消耗品類（ガラス器具、培養器具、化学薬品、その他）は必要に応じて購入できる体制を確立する必要がある。これらの購入資金はモンゴル農業大学獣医学研究所・獣医学部の経費によって賄う姿勢がプロジェクトの本旨であろう。現地における日本人専門家の研究協力活動を直接援助する資金として、現地業務費があると理解している。従って、この資金に対するモンゴル大学の依存度の軽減策を本プロジェクト開始時から論議しておかないと、プロジェクト実施中あるいは終了後、モンゴル大学「免疫研究センター」の存続及び獣医学研究所・獣医学部での研究技術開発活動の自立化に悪影響を与えかねない。モンゴル大学側教官に対しては消耗品類を自助努力で捻出できる方策、たとえば新規の診断薬開発による特許料、あるいはモンゴル国政府科学研究費の受領などによる研究促進の努力を絶えず促すことが肝要である。このようなモンゴル側大学人の自覚と努力が本プロジェクトの成功の根幹をなすが、緊急度を要する消耗品類に関しては、先に述べた現地業務費による購入あるいは短期専門家派遣時の携行機材で対応することも考慮せざるを得ない。

4-2 実施計画について

4-2-1 研修員受入れ計画

1997（平成9）年度及び1998年度分の各年研修員2名の受入れ及びその補欠候補者2名の計画の策定は既に終了している。1999年以降の研修員の選定方法も前回の長期調査ならびに今回の実施協議調査団が行った形式を踏襲し、先方の責任者と調査団が共同でインタビューを行う形式で順位を決め、日本国内委員会で総合的に最終判断する方法が、本プロジェクトにおける研修員の占める役割の重要性からみて、最も適切と考えられる。研修員については、

各年度別に発足するサブテーマと密接に関連し、かつ強力な技術援助の必要性のあるテーマに力点を置く最終選考方法が考えられる。研修終了後少なくとも5年以上大学に勤務することを誓約し、日本人専門家のカウンターパートとなる人物であるから、候補者はモンゴル農業大学「免疫研究センター」と獣医学研究所・獣医学部の未来を担い、モンゴル大学の自立発展に寄与する可能性の最も高い人物から選定することが望ましい。

現地での予備選考の役割は今後派遣が予想される計画打合せ調査団や巡回指導調査団のメンバーが担い、派遣のない場合には日本人長期・短期専門家にこれを委ねることも考慮する必要がある。

4-2-2 専門家派遣計画

1997（平成9）年度の専門家及び業務調整員の派遣計画の策定は既に終了している。1998年度以降は発足するサブテーマの専門分野、進行中の研究活動の進行状況、専門家の派遣期間や人員枠などを考慮し、優れた人材を適時派遣するよう努力する必要がある。なお、モンゴルの古い伝統と文化の中で培われた畜産業について、日本人専門家は、派遣を通じて、日本では到底経験できないさまざまな側面を体験的に学ぶことになる。この意味で、わが国での獣医学教育研究に短期、長期的に与える影響は想像以上のものがあり、現状の日本獣医学研究教育の前途に少なからぬ好影響をもたらすものと確信する。

4-2-3 モデルインフラ整備事業

本プロジェクト開始に必須な実験動物飼育室ならびに諸実験室などは最小限の改修が必要であることが、事前調査及び長期調査時に報告されている。現地専門家の調査によると、小規模な改修工事では、諸種分析機器などの十分な機能発揮は無理であり、必要面積の全面的改修が必要であると回答が出ている。従って、本プロジェクトのモデルインフラ整備事業において早期に実験棟の改修が遂行されることを強く要望する。想像以上な寒冷地における実験研究に支障のないような建物改修と、停電及び電圧変動の防護施設としての自動発電装置など、附帯設備の特段なる理解を関係省庁に要望する。

4-2-4 研究計画

5年間の研究計画の全体枠組みと1997年度に発足するサブテーマの小テーマ別研究計画は既に決定している。1998年以降に発足するサブテーマの研究計画に関しては、1997年度から発足する各研究テーマの進捗状況と研究機材の整備状況を勘案しつつ、日本人専門家とモンゴル側研究者との協議の結果として農業大学から提出されるプロポーザルに対して日本国内委員会で鋭意検討後、カウンタープロポーザルという形で合同委員会に提出し、会議を経て

決定される。

一方、1997年度発足のサブテーマ及び小テーマについては、毎年度末に提出される実績報告書の内容を評価し、次年度の研究継続の適否を判定する。当然のことながら、英文の国際学術雑誌に掲載された論文等は高い評価の対象となる。研究成果の中には、研修員が日本国内で実施した研究に関する論文も含む。

これらの研究成果を踏まえ、モンゴル農業大学「免疫研究センター」を中心とした獣医学研究所・獣医学部において2000年頃、プロジェクトが3年目を経過したときには、アジア地域の家畜微生物感染症に関するシンポジウムが開催できるようになれば、今後のモンゴル農業大学の学術発展にも側面から協力することになる。

4-3 日本人専門家の留意事項

4-3-1 衣食住について

詳しくは1997年1月の長期調査報告書の記載にゆずるが、日本人専門家はウランバートル市内での生活を主体とすることを考慮して、今回調査した一般事情を要約する。

社会環境は比較的安全で、日本の都会で生活する心構えで十分である。食物はモンゴル料理で我慢できるが、一般ホテルならびに日本食レストランなど、夕食10ドル前後で満喫できる。一般日本食、雑貨類は「Sapporo」で購入できる。住居に関しては、短期専門家は安価かつ安全なホテルを利用することを勧める。1日20ドル、35ドル、45ドルなどの比較的清潔かつ安全なホテルがある。特に日本人経営の「フラワーホテル」は日本人用大衆風呂、日本食、中国料理店などがあり、風呂がない1室は40～45ドル/1泊で、部屋も結構広い。長期専門家はまず安価な上記ホテルなどに滞在しながら、日本側及びモンゴル側プロジェクトコーディネーターに相談し、本人が好むアパートなどを選択することが最善と思われる。月額500～800ドルで十分な部屋数のものを選べる。健康問題では、体調を崩した場合にはまず日本国大使館医務官に相談する。また、派遣専門家はモンゴル農業大学からモンゴル医科大学に紹介され、受診が可能である。

4-3-2 その他の生活環境

空気が乾燥し、夏は晴天時の直射日光が暑く強いので、サングラスと市販の目薬が必要である。真冬の外界は日中でも-20℃以下になり、夜中は-30℃以下も珍しくない。防寒帽子、防寒手袋ならびに膝用サポーターの準備が肝要である。積雪はせいぜい10cmほどなので防寒靴で十分と思われる。室内はすべて24時間暖房で、東京の古い住宅よりも過ごしやすい。プロジェクト用4輪駆動車輛が用意されるが、長期専門家は自家用に2～3年中古車を赴任の際に持ち込むよう勧める。本年8月からトヨタ自動車と現地法人の合弁自動車整備工場が

できると言われているので、故障には十分対応可能と思われる。なお、ディーゼル車は寒冷時及び給油などで問題があり、ガソリン車を勧める。日本からの家財道具などとともに自家用自動車をコンテナで輸送し、そのコンテナを安価に譲渡したり、自動車車庫として用いることも一策である。

4-3-3 日本人専門家に対する特権、免除、利益の解釈

今回の実施協議調査団による協議事項の中で、Annex IVの3(専門家及びその家族の荷物、物品、自動車の輸出免許の取得、関税及び他のいかなる課徴金も免除する)、4(申請の際に専門家及びその家族についてかかる手続きを無料として入国及び出国ビザの発行をする)、及び5(国立病院及び保健センターでの医療及び歯科医療サービスを無料とする)の解釈で長時間討議した。その経緯から各専門家の特権、免除、利益の合意事項については、安易に独善的解釈をせず、常に日本側及びモンゴル側コーディネーターと共に事前調査・確認することが肝要である。

4-3-4 その他

(1) 短期専門家派遣を想定して

モンゴル国に派遣される短期専門家を想定して、生活環境等の調査を行った。

長期連泊に適当なホテルはいくつか存在した。治安は、海外における通常の注意を払っていけば問題がないとのことであった。食事はホテルに併設されているレストランを利用すれば特に問題ないと思われる。食事のできる場所は市内にもいくつかあるが、わかりづらいため、初めて行く場合は現地の人あるいは、長期専門家に案内を依頼した方が無難と思われる。数は少ないものの、中華、日本風焼き肉等も食べることはできる。

手指等を清潔にするためには、濡れティッシュなどの持参も賢明な方法と考えられる。

投宿先、免疫研究センター(モンゴル農業大学)、食事、買い物等を考えると、短期専門家が自由に使える車が必要であろう。特に、冬季間(-30℃以下)に派遣される短期専門家には、車の必要性が痛感されることと推察する。

市内ショッピングセンターで食材のほとんどを入手できる。タマネギ、ジャガイモ等は通年入手可能とのことであるが、生鮮野菜、特に葉ものは少なく、冬季間は入手が困難になるとのことであった。米はショッピングセンターで売られていた。

トラベラーズチェックは、一部のホテルや外貨ショップで使用可能であるが、交換手数料として5%を要求されたりすることもある。一方USドル(現金)は、外国人が利用するホテルなどほとんどのところで使用可能であり、為替レートに連動して変動する。

医療については、「そのレベルが低く、高度な治療を受けるために北京等の病院に行っ

た」(JICA 職員の話) などと聞くにつけ、原則としてモンゴル国以外の国に出られない短期専門家にとっては、万が一病気になったときの配慮を十分行う必要がある。

試薬等の現地調達は、Mongolian “Agrotechimpex” Co., Ltd. (Ulaanbaator, Amgala n-32, Tel 51042 (0), FAX 976-1-358697) に注文することにより、1 カ月程度で入手可能とのことであった。短期専門家が現地入りするときは、滞在期間が短いこともあり、研究に必要な試薬等の事前の手配あるいは持参等も考慮しておくことが必要と思われる。

(2) 団員雑感 (今回の調査全般で気づいたこと)

モンゴル国 (モンゴル農業大学) とプロジェクト方式技術協力を実施していく上で、今回の調査時に以下のようなことがあったため、今後とも相手国側との間で十分コミュニケーションを保ち、双方に誤解がないような形でプロジェクト運営をする必要を痛感した。

- ① 獣医学研究所長が、まだ無償資金協力とプロジェクト方式技術協力の違いを十分理解していなかった。
- ② 免疫研究センターに提供された実験室が内部で十分調整されていなかった。部屋の提供は細菌学及びウイルス学の研究室からだけに限られていたことが、今回の調査で判明した。

附 属 資 料

1. 討議議事録 (R/D) 及び暫定実施計画 (TSI)——英文
2. 協議議事録 (Minutes of Discussions)——英文及び仮和訳
3. モンゴル農業大学長表敬の際の団長挨拶
4. 実施協議終了後の署名に際しての挨拶
5. モンゴル農業大学における日本人専門家の称号
6. 平成9 (1997) 年度供与機材リスト (案)
7. 平成9年度 C/P 研修受入れ予定者及び平成10年度研修員候補者

1. 討議議事録 (R/D) 及び暫定実施計画 (TSI)——英文

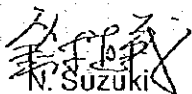
RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION STUDY TEAM
AND AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF MONGOLIA
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR THE PROJECT FOR THE IMPROVEMENT OF TECHNOLOGY ON
DIAGNOSIS OF ANIMAL INFECTIOUS DISEASES
IN MONGOLIA

The Japanese Implementation Study Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by Japan International Cooperation Agency and headed by Dr. Naoyoshi Suzuki visited Mongolia for the purpose of working out the details of the technical cooperation programme concerning the Project for the Improvement of Technology on Diagnosis of Animal Infectious Diseases in Mongolia.

During its stay in Mongolia, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Mongolian authorities concerned with respect to the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the Project.


As a result of the discussions, the Team and the Mongolian authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Ulaanbaatar, June 20, 1997



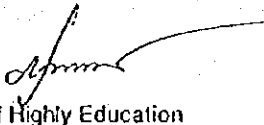
Leader
Implementation Study Team
Japan International Cooperation Agency
Japan

D. Ganbold




Vice-rector act for Rector
Agricultural University of Mongolia
Mongolia

M. Baasanjav



Director, Department of Highly Education
Ministry of Enlightenment,
Mongolia

Witnessed by

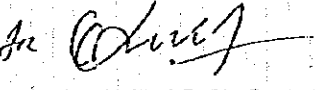


L. Davaagiv

Director,
First Department
Ministry of External Relations,
Mongolia

Witnessed by

N. Bataa



Chairman,
Strategical Planning Unified Policy Department
Ministry of Agriculture and Industry
Mongolia

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Mongolia will implement the Project in cooperation with the Government of Japan.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in ANNEX I.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take, at its own expense, the following measures through Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") according to the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.

1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

The Government of Japan will provide the services of the Japanese experts as listed in ANNEX II.

2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

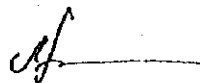
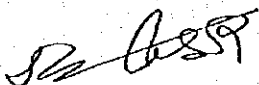
The Government of Japan will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in ANNEX III. The Equipment will become the property of the Government of Mongolia upon being delivered C.I.F. to the Mongolian authorities concerned at the airports and/or borders of disembarkation.

3. TRAINING OF MONGOLIAN PERSONNEL IN JAPAN

The Government of Japan will receive Mongolian personnel connected with the Project for technical training in Japan.

4. SPECIAL MEASURES

To ensure the smooth implementation of the Project, the Government of Japan will take, in accordance with the laws and regulations in force in Japan, special



measures through JICA supplementing a portion of the local cost expenditures necessary for the execution of the physical infrastructure.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF MONGOLIA

1. The Government of Mongolia will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.

2. The Government of Mongolia will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Mongolian nationals as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of Mongolia.

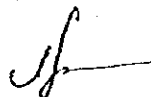
3. The Government of Mongolia will grant, in Mongolia, privileges, exemptions and benefits as listed in ANNEX IV and will grant privileges exemptions and benefits no less favorable than those granted to experts of third countries or international organizations performing similar missions to the Japanese experts referred to in II-1 above and their families.

4. The Government of Mongolia will ensure that the Equipment referred to in II-2 above will be utilized effectively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in ANNEX II.

5. The Government of Mongolia will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Mongolian personnel from technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.

6. In accordance with the laws and regulations in force in Mongolia, the Government of Mongolia will take necessary measures to provide at its own expense for the Project:

(1) Services of the Mongolian counterpart personnel and administrative personnel as listed in ANNEX V;



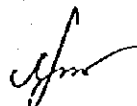
- (2) Land, buildings and facilities as listed in ANNEX VI;
- (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided through JICA under II-2 above;
- (4) Means of transport and travel allowances for the Japanese experts for official travel within Mongolia; and
- (5) Assistance to find suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.

7. In accordance with the laws and regulations in force in Mongolia, the Government of Mongolia will take necessary measures to meet:

- (1) Expenses necessary for the transportation within Mongolia of the Equipment referred to in II-2 above as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
- (2) Customs duties, internal taxes and any other charges imposed in Mongolia on the Equipment referred to in II-2 above; and
- (3) Running expenses necessary for the implementation of the Project.

IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Rector of the Agricultural University of Mongolia, as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. The Director of the Immunological Research Centre, as the Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.
3. The Japanese Chief Adviser will provide necessary recommendations and advice to the Project Director and the Project Manager on any matters pertaining to the implementation of the Project.



4. The Japanese experts will provide necessary technical guidance and advice to the Mongolian counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.

5. For the effective and successful implementation of the technical cooperation for the Project, a Joint Coordinating Committee will be established whose functions and composition are described in ANNEX VII.

6. The organization chart of the Project is shown in ANNEX VIII.

V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by the two Governments through JICA and the Mongolian authorities concerned, at the middle and during the last six (6) months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

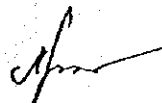
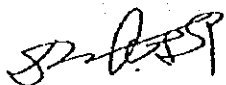
The Government of Mongolia shall bear claims, if any arise, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in Mongolia except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with, this Attached Document.

VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting the support of the people of Mongolia to the Project, the Government of Mongolia will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of Mongolia.



IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from the 1st of July 1997.



ANNEX I. MASTER PLAN

1. Overall Goal

The livestock industry is developed through the improvement of the technology on diagnosis of animal infectious diseases.

2. Project Purpose

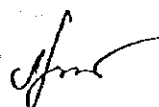
The immunological and immunopathological research in the diagnosis of animal infectious diseases is reinforced through basic and applied research activities at Immunological Research Centre, Agricultural University of Mongolia.

3. Outputs of the Project

The researchers of the Veterinary Research Institute and the faculty members of Veterinary Medicine will acquire basic and applied research techniques for immunological diagnosis of animal infectious diseases.

4. Activities of the Project

- (1) General research activities for immunological diagnosis are enhanced.
- (2) Basic research activities for immunological diagnosis are enhanced for the following infectious diseases:
 - a) Viral diseases
 - b) Bacterial diseases
 - c) Protozoan diseases
- (3) Basic research activities of clinicopathology are enhanced for infectious diseases.
- (4) Immunological/biochemical research activities with laboratory animals are enhanced for infectious diseases.
- (5) Host-pathophysiological and pathomorphological research activities are enhanced for infectious diseases.
- (6) Overall technique is applied for the advanced research of diagnosis on serious infectious diseases.



ANNEX II. LIST OF JAPANESE EXPERTS

1. Long-term experts

(1) Chief Adviser

(2) Coordinator

(3) Experts in the following fields:

1) Virology

2) Bacteriology

3) Protozoology

4) Immunopathology

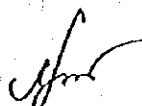
5) Immunohematology, Physiology and Biochemistry

6) Pathopharmacology

NOTE: The Chief Adviser may serve concurrently as an expert in one of the fields mentioned above.

2. Short-term expert(s)

Short-term expert(s) may be dispatched when the need arises within the framework of the Project.



ANNEX III. LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. Equipment, machinery, instruments, tools, and other materials necessary for the implementation of the Project
2. Vehicles

Handwritten signature

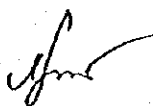
Handwritten signature

Handwritten signature in a circle

ANNEX IV. PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS FOR JAPANESE EXPERTS

1. Exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad.
2. Exemptions from the requirement of obtaining import licenses and certificates of foreign exchange coverage, consular fees, customs duties and any other charges, except those which represent payment for specific services rendered, in respect of the importation of:
 - (1) The experts' and their families' baggage;
 - (2) Personal and household goods and consumer goods brought into Mongolia for the experts' and their families' use; and
 - (3) Motor vehicle(s) for the experts' personal use brought into Mongolia in their own name or in the name of their spouses.

The authorization to import motor vehicle(s) will be granted by the Government of Mongolia upon prior application of the Embassy of Japan. Instead of importing motor vehicle(s) in accordance with the above, the experts may buy motor vehicle(s) from a domestic market in Mongolia without internal taxes and other charges imposed on the motor vehicle(s) in Mongolia. The motor vehicle(s) imported or brought in Mongolia may be sold or transferred in accordance with the laws and regulations in force in Mongolia.
3. Exemptions from the requirement of obtaining export licenses, customs duties and any other charges for the exportation of the baggage, goods and the motor vehicle mentioned in 2 above.
4. To issue of entry and exit visas, upon application, to the experts and their families free of charge in accordance with appropriate procedures.
5. Free medical and dental services at Governmental hospitals and health centres.
6. To issue of Identification cards to the experts and their families to secure the cooperation of all the governmental organizations necessary for the performance of the duties of the experts.



ANNEX V. LIST OF MONGOLIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE
PERSONNEL

1. Project Director
2. Project Manager
3. Project Coordinator
4. Administrative staff
5. Research Officer
6. Technician
7. Other necessary supporting staff

[Handwritten signature]

[Handwritten signature]

[Handwritten signature]

ANNEX VI. LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

1. Laboratories, lecture rooms and meeting rooms necessary for technical transfer
2. Buildings, facilities and space necessary for the installation and storage of the machinery, equipment and materials provided by the Government of Japan
3. Office space and necessary facilities for the Japanese Chief Adviser and other experts
4. Other facilities mutually agreed upon as necessary

SR 0259

afm

②

ANNEX VII. JOINT COORDINATING COMMITTEE

1. Functions

The Joint Coordinating Committee will meet at least once a year and whenever the need arises, and work:

- (1) To formulate an Annual Work Plan under the framework of the Project and the Record of Discussion which will be concluded between the Governments of Mongolia and Japan.
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation programme in accordance with the Annual Work Plan and the Record of Discussion.

2. Composition

(1) Chairperson

Rector of Agricultural University of Mongolia

(2) Vice Chairperson

Director of the Veterinary Research Institute

(3) Members

1) Mongolian side:

- (i) Director of the Immunological Research Centre
- (ii) Dean of the Faculty of Veterinary Medicine
- (iii) Project Coordinator
- (iv) Chief researchers in charge of each field of the Project activity
- (v) Representative of the Ministry of Science, Technology, Education and Culture
- (vi) Representative of the Ministry of Agriculture and Industry

2) Japanese side:

- (i) Chief Adviser
- (ii) Coordinator
- (iii) Experts assigned to the Project
- (iv) Other Japanese experts and personnel concerned to be dispatched by JICA, if necessary
- (v) Representative of JICA Mongolia Office
- (vi) Official(s) of the Embassy of Japan (as observer(s))

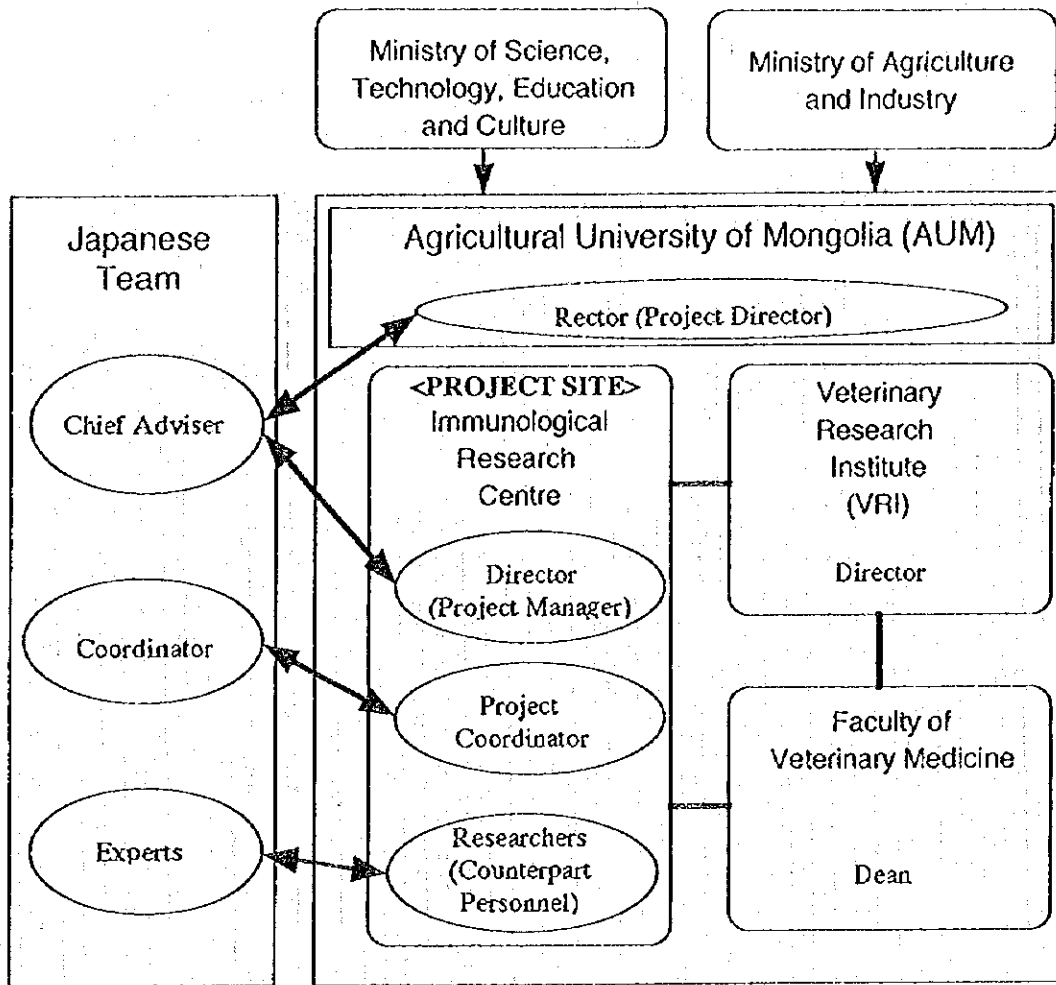


NOTE:

Person(s) who is/are nominated by the Chairperson may attend the Joint Coordinating Committee meeting.



ANNEX VIII. ORGANIZATION CHART OF THE PROJECT



[Handwritten signature]

[Handwritten signature]

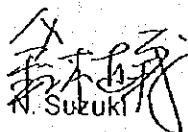
[Handwritten signature]

**TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION
OF THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION PROGRAMME
FOR THE PROJECT FOR THE IMPROVEMENT OF TECHNOLOGY ON
DIAGNOSIS OF ANIMAL INFECTIOUS DISEASES IN MONGOLIA**


The Japanese Implementation Study Team (hereinafter referred to as "the Team"), concerned with the Project for the Improvement of Technology on Diagnosis of Animal Infectious Diseases in Mongolia (hereinafter referred to as "the Project"), organised by Japan International Cooperation Agency, and the authorities concerned of the Government of Mongolia have jointly formulated the Tentative Schedule of Implementation of the Project as annexed hereto.

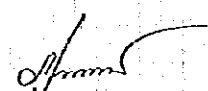
This has been formulated in connection with the Record of Discussions signed between the Team and the authorities concerned of the Government of Mongolia, on the condition that the necessary budget will be allocated for the implementation of the Project by both sides, and that the schedule is subject to change within the framework of the Record of Discussions when necessity arises in the course of the implementation of the Project.

Ulaanbaatar, June 20, 1997

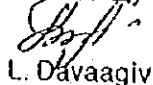

N. Suzuki

Leader
Implementation Study Team
Japan International Cooperation Agency
Japan


D. Ganbold
Vice-rector act for Rector
Agricultural University of Mongolia
Mongolia

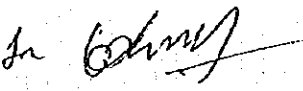

M. Baasanjav
Director, Department of Highly Education
Ministry of Enlightenment,
Mongolia

Witnessed by


L. Davaagiv

Director,
First Department
Ministry of External Relations,
Mongolia

Witnessed by


N. Bataa
Chairman,
Strategical Planning Unified Policy Department
Ministry of Agriculture and Industry
Mongolia

ANNEX I. TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION OF THE PROJECT

1. Activities of the Project

ITEM	YEAR				
	1ST	2ND	3RD	4TH	5TH
1 General research activities for immunological diagnosis					
2 Basic research activities for immunological diagnosis of the following infectious diseases					
a) Viral diseases					
b) Bacterial diseases					
c) Protozoan diseases					
3 Basic research activities of clinicopathology of infectious diseases					
4 Immunological/biochemical research activities with laboratory animals of infectious diseases					
5 Host-pathophysiological and pathomorphological research activities of infectious diseases					
6 Application of overall technique for advanced research for diagnosis of serious infectious diseases					

2. Technical Cooperation Programme (Japanese Side)

ITEM	YEAR				
	1ST	2ND	3RD	4TH	5TH
1 Dispatch of Japanese experts					
(1) Long-term experts					
1) Chief Adviser					
2) Coordinator					
3) Experts in the fields of:					
a) Virology					
b) Bacteriology					
c) Protozoology					
d) Immunopathology					
e) Immunohematology, Physiology and Biochemistry					
f) Pathopharmacology					
Note:					
1) Chief Adviser may serve concurrently as an expert in one of the fields mentioned above.					
2) Long-term experts will be dispatched according to the Project activities within the above-mentioned fields.					
(2) Short-term experts					
2 Acceptance of Mongolian personnel for technical training in Japan					
3 Provision of equipment and machinery					
4 Dispatch of survey team					

3 Technical Cooperation Programme (Mongolian Side)

ITEM	YEAR				
	1ST	2ND	3RD	4TH	5TH
1 Allocation of counterpart personnel					
1) Project Director					
2) Project Manager					
3) Project Coordinator					
4) One or more number of counterparts (if only one counterpart is assigned, sub counterpart(s) should be assigned) for each Japanese expert of the following fields:					
a) Virology					
b) Bacteriology					
c) Protozoology					
d) Immunopathology					
e) Immunohematology, Physiology and Biochemistry					
f) Pathopharmacology					
g) Other necessary fields mutually agreed upon					
5) Administrative personnel					
6) Technician					
7) Other necessary supporting staff					
2 Provision of land, buildings and other facilities					
3 Supply or replacement of equipment, machinery, vehicles, instruments, tools and any other materials other than those provided by the Government of Japan					
4 Provision of running expenses for the Project					

2. 協議議事録 (Minutes of Discussions)——英文及び仮和訳

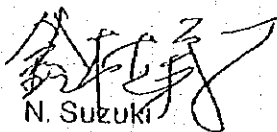
MINUTES OF DISCUSSIONS
BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION STUDY TEAM
AND THE GOVERNMENT OF MONGOLIA
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR THE PROJECT FOR THE IMPROVEMENT OF TECHNOLOGY ON
DIAGNOSIS OF ANIMAL INFECTIOUS DISEASES
IN MONGOLIA

The Japanese Implementation Study Team (hereinafter referred to as "the Team"), organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Dr. Naoyoshi Suzuki, visited Mongolia for the purpose of working out the details of the Project Type Technical Cooperation Program concerning the Project for the Improvement of Technology on Diagnosis of Animal Infectious Diseases in Mongolia (hereinafter referred to as "the Project").


During its stay in Mongolia, the Team exchanged views, and had a series of discussions with the Government of Mongolia with respect to the desired measures to be taken by the Governments and activities of the Project for the successful implementation of the Project.

As a result of the discussions, the Team and the Mongolian authorities agreed to pay attention to the issues attached hereto and perform the issues during the cooperation term.

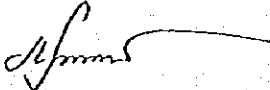
Ulaanbaator, June 20, 1997



N. Suzuki
Leader
Implementation Study Team
Japan International Cooperation Agency
Japan

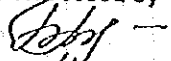


D. Ganbold
Vice-rector act for Rector
Agricultural University of Mongolia
Mongolia



M. Baasanjav
Director, Department of Highiy Education
Ministry of Enlightenment,
Mongolia


Witnessed by



L. Davaagiv

Director,
First Department
Ministry of External Relations,
Mongolia

Witnessed by



N. Bataa
Chairman,
Strategical Planning Unified Policy Department
Ministry of Agriculture and Industry
Mongolia

ATTACHED DOCUMENT

I. CLARIFICATION OF THE CONTENTS OF RECORD OF DISCUSSIONS

The following issues regarding to the contents of Record of Discussions (hereinafter referred to as "R/D") on the Project is confirmed by the both sides:

1. Regarding to the Item II-3 of THE ATTACHED DOCUMENT, the Japanese side will receive Mongolian counterpart personnel who is/are selected by following standard;
 - 1) Candidate(s) who will be received by the Government of Japan will be primarily selected from the field(s) which trainee(s) has/have not ever been sent to Japan.
 - 2) The Japanese side will make the greatest effort to receive two trainees annually under the limitation of the budget.
2. Regarding to the Item II-4 of THE ATTACHED DOCUMENT, the Japanese side will expend budget on rehabilitating rooms for research activities and laboratory animals in the building of Veterinary Research Institute instead of the local cost expenditure by the Mongolian side.
3. Regarding to the Item 1-(3) of ANNEX II of LIST OF JAPANESE EXPERTS, long-term experts will be dispatched according to the content of research activities within the list of fields.
4. Regarding to the Item 3 of ANNEX IV of PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS FOR JAPANESE EXPERTS, the meaning of "export licenses" does not mean the license for exporting either iron or rare metal.
5. Regarding to the Item 5 of ANNEX IV of PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS FOR JAPANESE EXPERTS, the Mongolian side emphasized, that this sentence meant that the Mongolian side would make the greatest effort to assist in receiving medical and dental services at Government hospitals and health centres.
6. Regarding to the Item 3 of ANNEX V of LIST OF MONGOLIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL, Project Coordinator, who has a lot of knowledge of Japanese languages, especially on technical terms of Veterinary Science and Animal

Science, will be appointed among the educational staff of either Immunological Research Center, Veterinary Research Institute or the Faculty of Veterinary Medicine. He/She will play roles of coordinating the Project and supporting both Project Director and Project Manager in official meetings with the Japanese side.

II. THE NECESSARY MEASURES TO BE TAKEN BY THE AGRICULTURAL UNIVERSITY OF MONGOLIA (AUM)

1. AUM may take necessary measures for swift dispatch of the required documents of official requests on Japanese Experts, the equipment and counterpart personnel training in Japan to JICA Mongolia Office as advanced copies. Especially, documents for Japanese Experts should be prepared and delivered them to JICA Mongolia Office immediately after signing the R/D. After delivering to JICA Mongolia Office, AUM should accelerate recognition by the authorities concerned of the Government of Mongolia.

III. INTRODUCTION OF "PROJECT DESIGN MATRIX"

The Project Design Matrix (hereinafter referred to as "PDM") (shown in ANNEX1) has been introduced for the management of the Project.

The PDM specifies the objective, outputs and activities of the Project, and clarifies the means of verification of the Project and important assumptions that should be ready for the achievement of the objective. Therefore, the PDM will be used for monitoring the Project activities and achievements, and it may be flexibly revised in response to changes of external conditions.

THE PROJECT FOR THE IMPROVEMENT OF TECHNOLOGY ON DIAGNOSIS OF ANIMAL INFECTIOUS DISEASES IN MONGOLIA

June 20 1987

Narrative Summary	Verifiable Indicator	Means of Verification	Important Assumptions
(Goal) The livestock industry is developed through the improvement of the technology on diagnosis of animal infectious diseases.			1) There is no change of policy of the Government of Mongolia on livestock industry.
(Project Purpose) The immunological and immunopathological research for the diagnosis of infectious diseases is reinforced through basic and applied research activities.			1) There is no change of policy of the Ministry of Agriculture and Industry on livestock hygiene. 2) There are established local organizations for the extension of knowledge of the acquired diagnosis techniques on animal infectious diseases.
(Results/Output) 1. The researchers of the Veterinary Research Institute and the faculty members of Veterinary Medicine acquire basic and applied research techniques for immunological diagnosis of animal infectious diseases.	1) The number of research papers on research activities and technique development are written by Mongolian researchers.	1) The number of published or accepted for publication research papers in journals of Veterinary Medicine	1) The acquired diagnosis techniques of animal infectious diseases can be transferred to activities in the fields.
(Project Activities) 1-1) General research for immunological diagnosis are enhanced. 1-2) Basic research activities for immunological diagnosis are enhanced on the following infectious diseases: a) Viral diseases b) Bacterial diseases c) Protozoan diseases 1-3) Basic research activities of clinicopathology are enhanced on infectious diseases. 1-4) Immunological/biochemical research activities with laboratory animals are enhanced on infectious diseases. 1-5) Host-pathophysiological and pathomorphological research activities are enhanced on infectious diseases. 1-6) Overall technique is applied for the advanced research of diagnosis on serious infectious diseases.	I. Japanese side 1. Dispatch of Japanese experts 1) Long-term experts 2) Short-term experts 2. Provision of machinery and equipment 1) Experiment and research equipment 2) Vehicles 3) Office facilities 3. Training of Mongolian personnel in Japan. II. Mongolian side 1. Arrangement of counterpart personnel 1) Project Director 2) Project Manager 3) Project Coordinator 4) Researchers in the necessary fields 5) Other necessary supporting staff 2. Provision of land and facilities for the Project 3. Expenditure of local cost of the Project 4. Establishment of Joint Coordinating Committee		1) Counterpart personnel (researchers) do not transfer from the Project during the term of cooperation. (Preconditions) 1. There are no protesters against the Project in Agricultural University of Mongolia and the Government of Mongolia.

モンゴル家畜感染症診断技術改善計画プロジェクトのための
技術協力に関する日本側実施協議調査団とモンゴル国政府関係当局との
協議議事録

国際協力事業団（以下「JICA」という）が組織し、鈴木直義博士を団長とする日本側実施協議調査団（以下「チーム」という）はモンゴル国におけるモンゴル家畜感染症診断技術改善計画プロジェクト（以下プロジェクトとする）についてのプロジェクト方式技術協力計画の詳細を策定するためモンゴル国を訪問した。

モンゴル国滞在期間中チームは上記プロジェクトの有効な実施のための両国政府がとるべき措置及びプロジェクトの活動に関してモンゴル国側当局と意見を交換し、一連の討議を行った。

討議の結果、チームとモンゴル国側関係当局は附属文書に記載する諸事項について関心を払い、実行することに同意した。

ウランバートル 1997年6月20日

鈴木 直義
団長
実施協議調査団
国際協力事業団
日本国

D. Ganbold
学長代理署名、副学長
モンゴル農業大学
モンゴル国

M. Baasanjav
局長、高等教育局
教育省
モンゴル国

立会人
L. Davaagiv
局長、第1局
対外関係省
モンゴル国

立会人
N. Bataa
議長、政策計画局
農牧産業省
モンゴル国

附 属 文 書

I 討議議事録の内容の明確化

プロジェクトに関する討議議事録(これ以降「R/D」とする)の内容に関する以下の問題点が、双方により確認された。

1. 附属文書のⅡ-3の項目に関して、日本側は、以下の基準により選定されたモンゴル側カウンターパートを受け入れる。
 - 1) 日本政府により受け入れられる候補者は、第1に今まで日本に研修員を送っていない分野から選考される。
 - 2) 日本側は、予算の範囲内で、年に2名の研修員を受け入れるために最大限の努力をする。
2. 附属文書のⅡ-4の項目に関して、日本側は、モンゴル側によるローカルコスト負担に代わり、獣医学研究所の建物において、研究活動及び実験動物のための部屋を改修する予算を支出する。
3. 附表Ⅰのマスタープランの1-(3)の項目に関して、長期専門家は、専門分野リストの範囲内で、研究活動の内容の範囲により派遣される。
4. 附表Ⅳの特権、免除、利益の3の項目に関して、ここに言う「輸出免許」は、鉄や希少金属の輸出するための免許を意味しない。
5. 附表Ⅳの特権、免除、利益の5の項目に関して、モンゴル側は、この文章の意味が、国立病院及び保健センターでの医療及び歯科医療サービスを受けられるよう援助することを最大限努力することを意味すると強調した。
6. 附表Ⅴのモンゴル側カウンターパート及び管理要員のリストの3の項目に関して、プロジェクトコーディネーター(日本語特に獣医学・畜産学の専門用語についての知識がある者)は、免疫研究センターないしは、獣医学部の教員の中から指名される。彼(彼女)は、プロジェクトの調整及び日本側との公式会議の席上プロジェクトダイレクターと、プロジェクトマネージャー双方のサポートを行う。

II モンゴル農業大学(AUM)がとるべき必要な措置

1. AUMは、日本人専門家、機材及び日本への研修員に関して、公式な要請のため求められた書類をアドヴァンスコピーとしてJICAモンゴル事務所へ至急送付するために必要な措置をとる。特に日本人専門家及びローカルコスト負担事業(施設の改修)の要請書については、R/D署名後速やかに準備されJICAモンゴル事務所に届けられなければならない。JICAモンゴル事務所に届けたあと、モンゴル国政府関係当局による承認を加速しなければならない。

Ⅲ プロジェクトデザインマトリックスの導入

プロジェクトデザインマトリックス（以下PDMとする。附表1参照）が、プロジェクトの管理に導入される。

PDMは、プロジェクトの目標、成果及び活動を特定し、プロジェクトの確認手段及び目標の達成について用意されるべき重要な指標を明確にするものである。そのため、PDMは、プロジェクト活動と達成度のモニターを行うのに利用し、外部条件の変化に対応して柔軟に見直していくものである。

3. モンゴル農業大学長表敬の際の団長挨拶（1997年6月16日）

本日、こうして又、皆様にお目にかかれますことは、非常に嬉しく思います。多分今回が本プロジェクト調査の最後になれば、と心から願っております。

日本国政府派遣の「本実施協議調査団」を代表しまして、改めて、御挨拶を申し上げます。

今回の調査団は、1995年の農業基礎調査に端を発して、1996年6月の事前調査、そして本年、1997年1月の長期調査に引き続き日本国政府が派遣した第4回目の調査団であります。今回の目的は、現在までの協議・合意事項を基礎にして最終的な討議議事録および暫定実施計画を策定し、署名し、そして1日も早く本計画が発足できる条件を備えることにあります。

御承知と思いますが、本年から、わが国自身が第2次世界大戦後、初めての財政緊縮政策に入っております。日本の財政再建のために、厳しい財政削減方策が開発途上国援助にも例外なしに適用されます。技術協力プロジェクトには、貴大学の自助努力に対して協力援助する基本理念の上に、いろいろと難しい財政的な制約と、高度な質的要件が求められております。したがって、本プロジェクトも慎重な行動計画と到達目標の再確認が必要になっております。事前調査および長期調査で協議・合意した本プロジェクトの主旨を基本に、本計画の周辺部分について、いくつかの懸案が生じたので、我々としては、日本において関係諸機関と討議を重ね、これらの問題について協議素案を用意して参りました。

私は、毎回申し上げておりますが、長い伝統と固有の文化を大事にするモンゴル国の誇りを本心から尊敬しております。お互いの文化を尊重し合い、誠意と相互の理解を密にした信頼関係と根気よい努力を保つことができれば、このプロジェクトは、きっと、両国の深い絆の掛け橋になると信じております。しかし、モンゴル大学側教官自身が主体に自己研鑽の意欲と忍耐強い努力がなければ日本側の協力は難しく、この人間養成プロジェクトの成功率は極めて低くなることも事実であることを、敢えて申し上げさせていただきます。私達は、モンゴル政府の理解と協力を得て、このプロジェクトがモンゴル農業大学の発展充実の一因になることを願い、今日からの協議を重ねて参りたいと思っております。

おそらく、6月19日（木曜日）には、再び、ここで Sodomzeren 学長（Ganbold 副学長）ならびに大学組織責任者らと最終調整および協議の署名原案の合意を得て、6月20日（金曜日）には署名を行い、実質的に本プロジェクトが7月から始動できるものと希望しております。しばらくの間、最終討議と合意のための時間が頂ければ幸いです。

4. 実施協議終了後の署名に際しての挨拶

1997年6月20日 (鈴木直義)

本日、日本国およびモンゴル国間における R/D が結ばれました。1997年7月から発足予定の「モンゴル家畜感染症診断技術改善計画」プロジェクトが始動しようとする誠に喜ばしい日であります。日本国政府派遣の「実施協議調査団」を代表しまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日、署名しましたプロジェクト方式技術協力は、1996年1月にモンゴル政府から日本国政府に対してモンゴル国畜産振興のための協力要請に端を発しております。いろいろな要請の中から、日本国での協議の結果、本計画は日本の大学人を主体とした組織対応でモンゴル農業大学教官に対する研究技術協力、言い換えれば将来の家畜感染症の臨床応用をも念頭に置いた基礎技術の開発能力の資質向上、ならびに、その研究活動の強化に、少しでも貢献できればと結論したわけであります。

1996年6月の事前調査、1997年1月の長期調査で、モンゴル農業大学 Sodomzeren 学長ならびに Tumurjab 前学長の熱意と協力の下で、獣医学部および獣医学研究所の微生物学関連教官と協議を重ねて参りました。モンゴル国畜産産業発展の最終目標への基礎固めは、畜産の根幹である農業大学の充実でありましょう。モンゴル国の畜産振興の基本である家畜の重要疾病の診断技術の改善、そして、モンゴル農業大学が中心になってモンゴルの家畜衛生事情に貢献できる人材育成に、間接的にも我々日本人専門家が関与できれば、これに過ぎる喜びはありません。

しかし、わが国の開発途上国援助としての技術協力プロジェクトは高度な質的到達要件が求められております。とくに、組織対応の大学間研究技術協力は、教官自身の研究意識を含めて、日々の勤勉努力な実行力がなければ教官の資質向上は容易ではありません。そうすると、畜産社会への学術還元は極めて難しいものになると思います。それだけに、日本側もモンゴル側も、我々は本プロジェクトの計画にそって忠実に実行する努力と緊張を持ちつづけ、外部からの客観評価に十分対応できる覚悟が大切であります。

我々は幾度も話し合いました。お互いの文化と伝統を尊重しあいながら、両国教官が友好と信頼関係の上に、相互の理解と協力を密にして、このプロジェクトが両国の深い絆の掛け橋になるように努力しよう、と合意しました。

本日、ご参集の関係各位に日本側調査団を代表して、心からのお願いがございます。

我々、両国の直接プロジェクトに関係する大学教官ならびに協力専門家は、プロジェクトの到達目標に向かって、鋭意、努力します。しかし、このような大学組織対応の研究技術協力プロジェクトは地味であり時間も必要であります。その実績評価には、難しい点が多々あります。

今回は、日本側関係機関の特別な理解と協力によって、本日に至ったのも事実であります。したがって、本プロジェクトを成功させるためには、我々自身の努力は勿論であります。本日、ご参集の皆様方、お一人、お一人、そして皆様方の所属する組織の絶大なる御協力と御理解が必要です。どうか、モンゴル国の畜産業将来発展のためにも、今回のプロジェクトを主催するモンゴル農業大学に、特段な御協力を頂きたい、と心からお願い申し上げます。

ありがとうございました。

5. モンゴル農業大学における日本人専門家の称号

日本での職名	B1フォーム	モンゴル大学の称号
名誉教授(Em. Professor)	Em. Professor	Foreign Visiting Professor
教授(Professor)	Professor	Foreign Visiting Professor
助教授(Associate Prof.)	Associate Prof.	Foreign Visiting Professor
講師(Assistant Prof.)	Assistant Prof.	Foreign Visiting Professor
助手(Instructor)	Instructor	Foreign Visiting Professor
研究員(Post-doctoral Research Fellow)	Senior Researcher	Foreign Visiting Professor
大学院学生(Post-graduate Student, DVM)	Research Associate	Foreign Visiting Instructor

6. 平成9 (1997) 年度 供与機材リスト (案)

LIST OF EQUIPMENT REQUIRED

1. Facilities for Laboratory Animals:

A set of Feeding and Breeding equipments

2. Equipment for basic immunological research activities

- a) Research tables and cabinet
- b) Incubators
- c) Freezers and Refrigerator
- d) Water circulators
- e) Stocker for liquid nitrogen
- f) Sterlizers
- g) Racks for medicine, materials and instruments
- h) Ultrasonic wash machine
- i) Centrifuges
- j) A group of analytical equipment
- k) Electrical balance
- l) Magnetic stirrer
- m) Electric oven
- n) Microscopes
- o) TV camera for microscope

3. Office equipments

- a) Computers
- b) Printers
- c) Copy machine
- d) Fax
- e) Telephone

4. Vehicles

- a) Toyoda Landcruisers

7. 平成9年度C/P研修受入れ予定者及び平成10年度研修員候補者

平成9年度(1997)研修員受入れ計画

氏名	J. Erdenebaatar	B. Tagar	(補欠 1) O. Pagamjar	(補欠 2) Z. Batsukh
専門分野	細菌学	病理学	ウイルス学	原虫学
所属	モンゴル農業大学 獣医学研究所 細菌学研究室	モンゴル農業大学 獣医学部 病理学教室	モンゴル農業大学 獣医学研究所 ウイルス学研究室	モンゴル農業大学 獣医学研究所 原虫学研究室
研究業務	細菌の分離同定	一般病理組織学、 超微形態学	ウイルス生化学	原虫免疫学
受入れ機関	帯広大学 家畜微生物学講座 (白幡敏一教授)	北里大学 獣医病理学講座 (吉川 克教授)	岐阜大学 家畜微生物学講座 (平井克也教授)	帯広大学 原虫病研究センター (長沢秀行教授)
期間	1997年9月～ 1998年7月	1997年9月～ 1998年7月		

平成10年度(1998)研修員推薦候補者

	1。	2。	3。	4。	5。	6。
氏名	O. Pagamjar	Z. Batsukh	(補欠1) Sandag Tserensonen (Male,42y)	(補欠2) Davdov Davatory (Male,39y)	(補欠3) Batiochir Enkhelma (F,31y)	(補欠4) Badgariin Battgetgeg (F,30y)
専門分野	ウイルス学	原虫学	分子生物学	組織病理学	細菌学	原虫学
所属	モ農業大学 獣医研 ウイルス学	モ農業大学 獣医研 原虫学	モ農業大学 獣医学部 生理化学	モ農業大学 獣医学部 解剖・生理学	モ農業大学 獣医研 細菌学	モ農業大学 獣医研 原虫学
研究業務	ウイルス生化学	原虫免疫学	ヨード欠乏 代謝異常 (免疫研センター)	免疫担当 細胞学	細菌診断学	節足動物 免疫学
受入れ機関	岐阜大学 家畜微生物学講座 (平井克也教授)	帯広大学 原虫免疫研セ (長沢秀行教授)	帯広大学 家畜生理学 (斎藤篤志教授)	北里大学 獣医病理学 (吉川教授)	岐阜大学 家畜微生物 (平井教授)	帯広大学 原虫免疫 (藤崎教授)
期間	1998年4月～ 1999年1月	1998年4月～ 1999年1月				

JICA